

民間技術者の派遣の試行要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、市町村が管理するインフラの維持管理に資する民間技術者の派遣の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 民間技術者の派遣とは、労働者派遣法に基づき、市町村と派遣元会社との間で交わされた労働者派遣契約のもと、派遣元会社との雇用関係にある技術者が市町村に派遣され、市町村の指揮命令下で業務に携わることとして定義することを想定している。本試行では、民間技術者の派遣について検討を行うため、国が委託する民間技術者の派遣の試行等に係る業務の受注者が民間技術者の派遣元会社となり、市町村と派遣元会社との間で技術者出向協定書などを締結することにより、労働者派遣契約と同種の業務内容を業務委託により実施するものである。

（試行の目的）

第3条 この試行は、有効な業務の抽出、派遣技術者に求められる技術水準の確認、手続きの定型化を目的として行うこととする。

（派遣技術者の資格・経験）

第4条 派遣される技術者（以下、「派遣技術者」という）に求められる資格・経験は、国と市町村と派遣元会社の三者で協議した上で決定することとする。

（派遣および労働の期間）

第5条 技術者派遣の労働の期間は、次に掲げる各号に従うものとする。

- (1) 派遣技術者が市町村において業務を行う期間は1～3週間程度を予定している。
- (2) 派遣期間中、派遣技術者は当該業務に専念しなければならない。
- (3) 派遣技術者の就業時間等は、派遣元会社が定める就業時間等により、時間外労働等の指示や定めについても派遣元会社による。

（業務範囲）

第6条 派遣技術者は、派遣先の市町村において、市町村が行うインフラの点検・診断、維持管理に関する計画策定等にかかる事務の補助や助言を行う。

（派遣元会社の責務）

第7条 派遣元会社は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 国が委託した技術者派遣の試行等に係る業務の管理技術者（以下、「管理技術者」という）は、派遣技術者の勤務状況を適切に把握しなければならない。そのため、派遣技術者は日報を勤務日毎に作成し、作成後、管理技術者に送付し確認を得る。管理技術者は日報を確認し、国の担当者へ提出する。
- (2) 管理技術者は、派遣技術者の業務にあたり、疑義が生じた場合はすみやかに国の担当者と協議する。
- (3) 派遣元会社は、派遣技術者を途中で交代することができる。
- (4) 派遣元会社は、派遣技術者の業務にあたり必要な備品等を、市町村が貸与するものを除き準備しなければならない。
- (5) 派遣技術者は、市町村からの指示に対し疑義が生じた場合は、すみやかに管理技術者に報告しなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、市町村と派遣元会社との間に紛争が生じないよう、日報により派遣状況の把握に努めるとともに、主体的に解決にあたらなければならない。

（市町村の責務）

第9条 市町村は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 市町村は施設管理者としての最終的な責任主体であり、本業務において助言を受けたとしてもその責は免れない。
- (2) 労働者派遣法に基づく技術者派遣においては、派遣技術者が市町村の指揮下に入り、市町村の指揮命令のもと業務にあたることとなり、派遣技術者に対して市町村は直接の指示ができる。一方、本試行においては、市町村は、派遣技術者の行う業務をあらかじめ国および派遣元会社と協議し、これらに関する派遣技術者への指示は派遣元会社より行う。
- (3) 市町村は派遣技術者が業務遂行するにあたり、スペースおよび机・椅子を貸与しなければならない。

（その他）

第10条 その他、各主体は以下の各号に従わなければならない。

- (1) 国と派遣元会社と市町村は、派遣を行うにあたり打ち合わせを行い、派遣技術者の業務について調整等を行う。
- (2) この定めによらないことについては、国、派遣元会社、市町村の発議により、協議を行い、解決を図ることができる。

以 上